

大分県農山漁村女性・若者活動支援資金貸付要綱

(目的)

第1 この要綱は、農山漁村女性、農山漁村若者に対し大分県農山漁村女性・若者活動支援資金の貸付けを行うことにより、近代的な農・林・漁業の経営を担うにふさわしい生産者の育成と作業環境等の整備を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 農山漁村女性とは、女性農・林・漁業者、又はその組織する団体をいう。
- (2) 農山漁村若者とは、現に農・林・漁業を主たる職業とする生産者、又は将来経営を実質的に承継すると認められる後継者で、18歳以上50歳未満の者をいう。
- (3) 女性活動資金とは、農・林・漁業の女性が作業環境等の整備を図るために必要な施設の設置等に要する資金をいう。
- (4) 若者育成資金とは、農林漁業後継者資金及び定住促進資金をいう。
- (5) 農林漁業後継者資金とは、農・林・漁業の後継者が経営を開始、又は承継するのに必要な施設、機械等の取得及び初度的運転経費に要する資金をいう。
- (6) 定住促進資金とは、農山漁村若者の居住する住宅の新築、増改築及び結婚に要する資金をいう。
- (7) 農山漁村ツーリズム推進資金とは、農林漁業体験民泊及び農山漁村体験の促進のために必要な家屋の改修、施設の整備及び、その活動推進等に要する資金をいう。

(融資機関及び事務取扱)

第3 この資金の融資機関は、農業及び林業は大分県信用農業協同組合連合会（以下「県信連」という。）とし、事務取扱は、農業協同組合法（昭和22年法律第131号）第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せて行う農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）とする。ただし、前述の事業を実施していない農業協同組合については、県信連が直接、事務取扱を行うものとする。

漁業の融資機関は大分県漁業協同組合（以下「県漁協」という。）とする。

(資金の供給)

第4 この資金の貸付けに必要な原資は、大分県農山漁村女性・若者活動支援資金預託契約及び大分県農山漁村女性・若者活動支援資金に係る事務処理契約に基づき県信連及び県漁協に貸付けた資金を充当する。

(貸付対象者及び資金の種類)

第5 この要綱で定める、それぞれの資金の貸付対象者は次のとおりとする。

- (1) 女性活動資金 農山漁村女性（農山漁村女性を構成員とする団体を含む。）又はその活動を支援する農・林・漁業者、及びその組織する団体
- (2) 農林漁業後継者資金 農山漁村若者のうち、次の条件を全て満たす者
 - (ア) 将来における経営の承継が見込める者
 - (イ) 就業後5年以内の者
- (3) 定住促進資金 農山漁村若者
- (4) 農山漁村ツーリズム推進資金 知事が農山漁村ツーリズムの普及に意欲的であると認めた者で、次の条件を全て満たす者。
 - (ア) 旅館業法施行規則第5条第4号に規定する施設により農林漁業体験民宿業を営む者（事業完了後6ヶ月

以内の営業開始が見込める者を含む。) 又はその農林漁業者を構成員とする団体。

(イ)目標年度において本資金の年間償還額以上のツーリズム所得が見込める者

(事業計画の認定)

第6 知事は、この資金を借り受けようとする者から事業計画の認定申請があった場合は、その内容を審査のうえ、認定又は不認定の旨を申請者及び関係機関へ通知するものとする。

2 知事は、貸付金の使途等について次の二に該当すると認めるときは、資金を借り受けた者(以下「借受者」という。)に対し認定を取り消し、又は一時償還により既に貸付けた貸付金の全部若しくは一部の返還を県信連代表理事理事長及び県漁協代表理事組合長をして命ずることができる。

(1) 借受者が借入金を目的以外に使用したとき、又はこの要綱に違反したとき。

(2) 借受者が第2に規定する貸付対象者(農山漁村若者にあっては、年齢事項を除く。)でなくなったとき。

(借入手続)

第7 認定の通知を受けたものは、認定書の公布を受けた日から原則30日以内に借入手続きをするものとする。

(貸付条件)

第8 第2に定める資金の貸付条件は、別表のとおりとする。

(事業実施報告)

第9 借受者は、あらかじめ知事の承認を受けた場合を除き、資金借入れ後6ヵ月以内に事業を実施するものとし、事業完了後は事業実施報告書を知事に提出しなければならない。

(報告及び調査)

第10 知事は、この資金にかかる事業等に関し、必要があると認めるときは、借受者、融資機関及び農業協同組合の関係書類等を調査し、又は報告を求めることができる。

2 借受者、融資機関及び農業協同組合は、前項の調査又は報告に応じなければならない。

(支払の猶予)

第11 知事の指定する災害等の理由により貸付金の償還が困難な場合には、借受者は償還期限30日前まで(知事がやむを得ない事由があると認める場合にあっては、償還期限の前日まで)に支払猶予を申請をするものとする。

2 知事は、その内容を審査し、猶予することが適當と認めた場合は申請者及び関係機関に通知するものとする。

3 知事は、支払猶予をしない旨を決定したときは、その旨を申請者及び関係機関に通知するものとする。

(その他)

第12 この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成19年5月1日から施行する。
- 4 改正後の要綱は、平成20年6月1日から施行する。
- 5 改正後の要綱は、平成27年3月23日から施行する。

- 6 改正後の要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 7 改正後の要綱は、令和元年7月31日から施行する。
- 8 改正後の要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 9 改正後の要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 10 改正後の要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 11 改正後の要綱は、令和6年12月6日から施行する。

(別表)

資金の種類		償還期限 (うち据置期間)	貸付利率	償還の方法 及び期日	貸付限度額	貸付対象経費	備考		
女性活動資金	1. 作業環境整備資金 ・出荷調整施設 ・経営管理施設	10年以内 (2年以内)	無利子	元本均等 毎年 10月1日償還	個人：200万円 団体：500万円	工事費（資材費等を含む）及びこれに付随する必要不可欠なもの購入費	<ul style="list-style-type: none"> 全資金につき借入申込は千円単位で行うこと（切捨て） 農協又は漁協組合員であるか確認が必要 		
	2. 農林水産物活用施設整備資金 ・調理、加工、飲食営業施設 ・農林水産物加工用施設								
	3. 直売施設資金								
	4. 就労環境整備資金 ・女性向け更衣室、休憩室等整備 ・女性向け農機具、省力作業設備等								
若者育成資金	1. 農林漁業後継者資金	17年以内 (5年以内)			個人：1,800万円	生産に係る機械及び資材の購入費、施設の設置費等、初度的経費	<ul style="list-style-type: none"> (農林漁業後継者資金) 就農後、5年以内 		
	2. 定住促進資金	10年以内			個人：600万円	(住宅資金) 若者が居住する住宅の新築・増改築費用			
					個人：150万円	(結婚資金) 若者が結婚準備のために必要となる資金			
農山漁村ツーリズム推進資金	1. 民泊・体験施設整備費			※保証協会の債務保証を受ける場合 元本均等 毎月償還 (返済日は契約による)	個人・団体 500万円	施設整備費（工事費・資材費）及びこれに付随する必要不可欠なもの購入費	<ul style="list-style-type: none"> (結婚資金) 披露宴資金 		
	2. 農山漁村ツーリズム活動推進費			団体 200万円	研修・広告宣伝費・イベント開催経費等グリーンT等の活動を推進するにあたって必要な費用（団体のみ）				